

令和4年12月20日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(令和4年度第2四半期)

(趣旨)

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金)を、3年間監視することと整理されています。

上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和4年7月から9月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者： 5事業者 5供給区域
- 旧簡易ガス事業者： 87事業者 187供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和4年7月から9月までの期間(以下「本件対象期間」という。)の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金(月次)に係る情報を収集した。

2. 調査結果

本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証・確認を行った結果、原料費調整による値上がりはあるが、合理的でない値上げは認められなかった。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 池田

統括ネットワーク事業管理官 伊藤

担当者: 安原、牛島、齋藤

電 話: 03-3501-1552(直通)